



## 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税 期間	元号 年 月 日					元号 年 月 日					氏名又は 名称	F04								
	N01				～	N02														
項 目												旧税率分小計 X		税率6.24%適用分 D		税率7.8%適用分 E		合計F (X+D+E)		
												(付表2-2の①X欄の金額) 円		円		円		円		
課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )	①											G01		G22		G41		G62		
	免 税 売 上 額											②						G63		
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額											③						G64			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ① + ② + ③ )											④						G65			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ④ の 金 額 )											⑤						G66			
非 課 税 売 上 額											⑥						G67			
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ⑤ + ⑥ )											⑦						G68			
課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ )											⑧						C01			
																	% ※細数 切捨て			
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ( 税 込 み )											⑨		G02		G23		G42		G69	
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額											⑩		G03		G24		G43		G70	
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ( 税 込 み )											⑪		G04		G25		G44		G71	
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額											⑫		G05		G26		G45		G72	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額											⑬		G06		※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		G46		G73	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額											⑭		G07		(⑭E欄×7.8/100)		G47		G74	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額											⑮		G08		G27		G48		G75	
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない ( 受 け る ) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額											⑯		G09		G28		G49		G76	
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)											⑰		G10		G29		G50		G77	
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)											⑱		G11		G30		G51		G78	
課 5 課 95 税 税 % 売 未 売 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合 控 の 除 調 税 額 整 差 引	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの										⑲		G12		G31		G52		G79	
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の										⑳		G13		G32		G53		G80	
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [(⑲+(⑳×④/⑦)]										㉑		G14		G33		G54		G81	
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰×④/⑦)										㉒		G15		G34		G55		G82	
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額										㉓		G16		G35		G56		G83	
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 ( 非 課 税 業 務 用 ) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額										㉔		G17		G36		G57		G84		
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た ( 譲 渡 し た ) 場 合 の 加 算 額										㉕		G18		G37		G58		G85		
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時										㉖		G19		G38		G59		G86		
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時										㉗		G20		G39		G60		G87		
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額										㉘		G21		G40		G61		G88		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
3 ⑨、⑩及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
4 ⑩及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。